

「移動支援サービス」重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	いわて生活協同組合
主たる事務所の所在地	岩手県滝沢市土沢 220-3
事業者の電話番号	019-687-1321
代表者職氏名	代表理事 阿部慎二
事業所の名称	コープ介護・福祉センター
事業所の所在地	盛岡市長橋町 17 番 35 号
事業所の電話番号	019-643-9131

2 事業所が提供するサービスの内容

(移動支援サービス)

屋外での移動に著しい制限のある方を対象として、官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行うサービスです。サービスの利用にあたっては、あらかじめ盛岡市より支給決定を受けていることが必要です。

3 利用者負担額について

(1) 上記サービスの利用に対しては、事業にかかる費用の9割が給付の対象となり、盛岡市から事業者へ代理受領によって支払われます。利用者は、利用者負担として盛岡市が定める下記の料金表に基づき、事業にかかる費用の1割(定率負担)を事業者にお支払いいただきます。ただし、利用者負担額の軽減を受けている場合は、「1割(定率負担)」を、「軽減後の額」と読替えるものとします。また、特に申し出があれば、償還払いとすることも可能です。

所要時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満の場合	2,300円	800円
30分以上1時間未満の場合	4,000円	1,500円
1時間以上1時間30分未満の場合	5,800円	2,250円
1時間30分以上2時間未満の場合	6,550円	略
2時間以上2時間30分未満の場合	7,300円	
2時間30分以上3時間未満の場合	8,050円	
3時間以上の場合	略	

- ① この表において「身体介護を伴う場合」とは、移動支援サービスを行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要な受給者に対して移動支援サービスの提供時にも当然に身体介護を行うことが想定される場合をいう。
- ② 利用料の額は、実際に要した時間により算定するのではなく、受給者の希望等を踏まえて移動支援サービスの内容を記載した移動支援計画に基づいて行われるべき移動支援サービスに要する時間に基づき算定する。
- ③ 次の各号のいずれかの要件に該当する場合であって、同時に2人の従事者(以下「移動支援従事者」という。)が1人の受給者に対して移動支援サービスを行ったときは、それぞれの移動支援従事者が行う移動支援サービスにつき利用料の額を算定する。
- (1) 受給者の身体的理由により1人の移動支援従事者による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他受給者の状況等から判断して、前2号に準ずると認められる場合
- ④ 夜間(午後6時から午後10時までの間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの間をいう。)に移動支援サービスを行った場合は1回につきこの表により算定した額の100

分の25に相当する額をその額に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの間をいう。)に移動支援サービスを行った場合は1回につきこの表により算定した額の100分の50に相当する額をその額に加算する。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、給付の対象ではありませんので、実費をお支払いいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するために必要な交通費をいただきます。(利用者負担額とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
- ② 移動支援サービスにおいてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(1)、及び(2)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払(集金)
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
担当職員から説明させていただきます

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日18時までに事業者に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合はキャンセル料はいただきません。
- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 キャンセル料1,000円

(5) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額(交通費等)を変更する場合は、原則としてその1か月前までにご説明します

(6) 事業実施地域

盛岡市、滝沢市

4 損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社アイアンドアイサービス
保険名	生協福祉事業に関する総合保障制度
補償の概要	賠償責任保険 従業者損害保険

5 個人情報の保護について

当事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- ① 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

② 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

③ 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

6 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。（責任者小岩文男）

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は下記で受付いたします。

- ・担当者：中野悦子 吉村理恵子 清水彩加

・職名：サービス提供責任者

・苦情解決責任者 小岩 文男 職名：センター長

・受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時

・電話 019－643－9131 ・FAX 019－643－9138

(2) 行政機関その他受付機関

- ・盛岡市 保健福祉部障害福祉課 電話番号019－651－4111（代表）

・滝沢市 暮らしの支援部福祉課 電話番号019－684－2111（代表）

・福祉サービス運営適正化委員会 電話番号019－637－4111

8 緊急時及び事故発生時等における対応方法

- ① 利用者に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

② 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

③ 移動支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

④ 移動支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償するものとする。

⑤ 事故が発生した場合は事務所職員が対応できる体制となっております。

コープ介護・福祉センター 事務所 対応時間：午前9時～午後6時

電話 019－643－9131 FAX 019－643－9138

移動支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

■事業者

所在地

岩手県盛岡市長橋町17番35号

名称

コープ介護・福祉センター

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、移動支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名

印

代理人氏名

印

(利用者との続柄)

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族 又は代理人	氏名	
	連絡先	